教育民生常任委員会

(平成28年8月5日)

9:59開議

〇 山口智也委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまより教育民生常任委員会を始めさせていただきます。

冒頭、インターネット中継を開始いたしますので。

土井委員につきましては、本日、体調不良で欠席の連絡が入っております。

資料につきましては、昨日、タブレットに配信をしておりますので、よろしくお願いします。夕方以降に修正版が改めて配信をされていると思いますので、そちらのほうをごらんいただきますようにお願いいたします。

それでは、事項書に沿って進めさせていただきます。

本日は、7月19日に引き続きまして、発議第5号四日市市幼稚園保育料及び教育委託料 徴収条例の一部改正についての審査に先立ち、幼稚園保育料についてをテーマとし、所管 事務調査を行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、前回で資料の請求がありましたものにつきまして理事者から説明を受けた後に質疑をしてまいりますけれども、その順序につきまして、論点をわかりやすくするために、これまでも何度も確認をしておりますけれども、一つ目は保育料について、これは、前回、豊田政典委員より示された4案の考え方も含めまして、また、それ以外につきましても、再度議論の対象とさせていただきたいと思います。二つ目に、公立幼稚園保育料の適用時期につきまして議論をさせていただきます。最後に、保育料の条例化の是非につきまして質疑をさせていただきたいと思います。

本日は午前中のみの所管事務調査でございますので、それぞれ30分程度をめどに進めて いきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようにお願いいたします。

本日は、議案の審査ではございません。所管事務調査として行いますので、改めてですが、発議第5号そのものに対しまして明確に賛否を表明するような意見についてはお控えをいただきますようにお願いをいたします。あくまでも8月定例月議会の審査、判断に向けまして、本日、さまざまな議員間討論、理事者への質疑を通して理解を深めていく、このような位置づけで考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まずは資料の説明の前に部長のほうからご挨拶をお願いできればと思います。

〇 市川こども未来部長

皆さん、おはようございます。

まずをもちまして、ちょっと昨日、新聞報道をされました児童扶養手当につきまして、システムのふぐあいといいましょうか、設定のふぐあいがございまして、8人の方に合計9990円の支給漏れがあるというような不祥事がございましたことにつきまして、おわびを申し上げます。早急にシステムを改修し、それから、該当の方にはおわびを申し上げまして、未支給になっている部分について、できるだけ早く支給させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日につきましては、前回、委員の皆様からご請求がございました同格都市の幼稚園の保育料の設定がどうなっているのかということについて資料を出させていただきましたのとあわせまして、本市の就学前教育・保育の保育料の関係の条例体系、これがどうなっているのかという表をお示しさせていただきます。それとあわせて、豊田政典委員からご請求がございました、保育園の保育料について、どのような決まり方をしているのかというところの資料を参考資料としてつけさせていただきましたので、説明をさせていただきます。

〇 山口智也委員長

それでは、資料の説明を求めます。

〇 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

おはようございます。保育幼稚園課、伊藤でございます。

資料につきましてご説明をさせていただきます。

目次のほうをごらんいただきますと、まず1番目に、同格市の幼稚園保育料の状況について、これが1ページから4ページまで、2番目といたしまして、本市の就学前教育・保育施設の利用者負担額の規定についてが5ページのほうに、あと、参考資料といたしまして、四日市市立保育所条例(抜粋)、それと、四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則が7ページから12ページという形になっております。

まず、1番の同格市の幼稚園保育料の状況についてご説明させていただきます。

1ページから4ページまでにわたっております。

まず、1ページのほうは国基準、四日市市のもので、2ページのほうが、越谷市、岡崎

市、呉市、豊中市、高槻市、豊橋市という形で、中核市で公立の幼稚園、もしくは認定こども園で保育料を設定している市について、こちらのほうにまとめさせていただきました。市の名称の下のところには、根拠規程がどういった状況になっておるかというところで、それぞれの条例、もしくは施行規則、施行細則という形でこちらのほうに記載をさせていただいております。

なお、条例として設置をしておりますのが、越谷市、それと4ページの高槻市、それ以外は規則、もしくは細則という形での規定となっております。ごらんをいただいたとおりの状況ということになっております。

5ページのほうでございます。

本市の就学前教育・保育施設の利用者負担額の規定についてということで、幼稚園、保育園、認定こども園についての規定がどのような形になっておるのかということを体系で示させていただいております。

公立幼稚園につきましては、今現在、条例という中で、四日市市幼稚園保育料及び教育委託料徴収条例の中で上限を決めさせていただいて、四日市市子ども・子育て支援法施行細則の中で別表で規定をさせていただいております。これにつきましては、私立幼稚園の中で新制度移行園につきましても、この細則の別表で保育料を徴収していただいております。

公立・私立保育園につきましては、四日市市立保育所条例で規定をさせていただいております。その中で、規則のほうで別表でそれぞれの保育料を規定しております。

また、認定こども園につきましては、設置条例はもう上げさせていただいておりますけれども、まだ現在、運営しておるところはないんですけれども、今後の保育料の考え方につきましては保育料と同じ、1号認定については幼稚園と同じ、2号、3号の認定の方については保育所と同じという形で考え方を示させていただいたものでございます。

参考資料として、そちらを見ていただくと、よりわかっていただけるかなと思います。 まず、四日市市立保育所条例、これは抜粋でございます。

第3条のほうには、政令で定める額の範囲内で、規則で定める額を保育料として徴収するとさせていただいておりまして、第4条のほうで、この条例の規則に関し必要な事項は、市長が別に定めるという形で、7ページのほうに、四日市市立保育所入所児童に要する費用に関する規則、この中の第2条で、保育料の額は、別表のとおりとするという形で、8ページ以降がこちら、別表という形で規定をさせていただいております。

なお、補則として、第6条でございます。この規則の別表を改正するときは、あらかじめ市議会の関係常任委員会委員長の意見を聞くものとするという形での規定をさせていただいておるところでございます。

説明は以上でございます。

〇 山口智也委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、これより質疑に入らせていただきます。また、議員間討論をぜひともお願い したいと思います。

それでは、まず初めに、1番目の保育料について、改めて議論の対象とさせていただきます。

それでは、質疑のある方、挙手にてご発言をお願いいたします。

〇 樋口博己委員

この資料についてお聞きしてもいいですか。

〇 山口智也委員長

はい。お願いいたします。

〇 樋口博己委員

ありがとうございます。

資料請求された方はよかったんですかね。

〇 山口智也委員長

先に資料請求をされた方、もしあれでしたら、質疑、ここでお願いできればと思います けれども。豊田さん、よろしいですか。

〇 豊田祥司委員

はい。

〇 山口智也委員長

それでは、まず、樋口博己委員からお願いいたします。

〇 樋口博己委員

確認されていたら教えてほしいと思います。

条例化しているところが二つあるという、確認させていただいたんですが、これはなぜ 条例化したかというのはお聞きいただいていますか。聞いていなかったらいいですけれど も。

〇 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

保育幼稚園課、田宮でございます。

そこまでは、条例化の理由までは確認はまださせていただいておりません。

〇 樋口博己委員

また8月定例月議会の議論の中で説明いただけるようにお願いできますか。

〇 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

はい。

〇 樋口博己委員

あともう一つ、5ページの本市の就学前教育・保育施設の利用者負担額の規定についての表で、公立幼稚園は条例があって、そのもとに規則があるんですけれども、私立幼稚園は、条例がなくて規則で定めておるようになっておるんですけれども、これは条例に定めていない理由は何ですか。

〇 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

田宮でございます。

公立の施設のいわゆる利用料というか、保育料に関しては、国のほうから、そういうものについては条例で定める必要があるという規定があったために条例で定めさせていただいている。民間のものについては条例で定める必要はないという国の見解に基づいてさせ

ていただいておる。幼稚園はですね。保育園については、基本的に、保育は市の義務でやっているということで、民間も含めた形で四日市市立保育所条例の保育料が適用される形になっております。

〇 樋口博己委員

それは、そうすると、する、しないは別として、公立幼稚園と私立幼稚園の保育料は別の金額でもいいということなんですよね。

〇 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

実際のところは、今、私立の幼稚園の保育料、新制度に移行したところについては、この金額までで各園が自由に徴収できるという形には実際なっております。まだ移行初期の状態でございますので、また、この金額自体は市が徴収するわけではなく、園が、私立幼稚園が徴収するものでございますので、そういう面では、まだ自由度は少し、超えることは当然できませんけれども、自由度はあるということでございます。

〇 樋口博己委員

わかりました。ありがとうございます。

〇 山口智也委員長

ちょっと資料のことで質疑をしてしまうので、どうしても先に、先ほど樋口委員、条例 化のところにも入って質疑されましたので、いたし方ない部分があるので、それぞれ関連 し合っているのであれなんですが、まず、保育料そのもの、料金につきまして、他市の事 例もさまざま示していただいたので、このあたり、少しご議論をしていただければどうか なとは思っております。

〇 森 康哲委員

最初の説明で、金額を変える場合は市長、別表の金額を変えるのは市長だと、常任委員 長の確認をとった上でという説明だったんですけれども、そこで常任委員長が、これは困 ると、議会で議論させてくれというパターンもありなのかどうか、今現在の条例の中で。

〇 市川こども未来部長

基本、これまでもそうですけれども、別表に手を加える場合は必ず、協議会という形ですけれども、議会の意見を聞く場を設けさせていただいた上で、うちのほうは規則の改正をさせていただいておりますので、委員長がそれでいいよとおっしゃっても、ほかの議員さんの、委員のご意見を聞かずに決めるということは今まではございませんでしたし、これからもきちっと協議会で、もし規則でということであれば、そのような形をとらせていただくつもりでございます。

〇 森 康哲委員

それでも、協議会であれば議案ではないので、それの強制力はないわけですよね。それについて議論して、こうしなさいよという強制力はないと思うので、それを今回は議会のほうで議論したいからというので、規則から条例へ少し変更してという形で――変更するのかどうかわからんけど――別表というのを外す形で我々の議論ができるようにする目的で今、資料提供していただいていると理解しているんですけれども、今まではそういう例はないですよね。議会のほうで一旦預かって、金額を変更したという事例はないですよね。それだけちょっと確認しておきたい。

〇 市川こども未来部長

議会のご意見を聞いて、うちのほうで手直しをするというのはあるのかもわかりませんけれども、森委員がおっしゃったように、議会が一旦預かられて、また、それを修正して、 これでというような形というのは当然ございません。

〇 山口智也委員長

他に保育料の部分、どうでしょうか。ご質疑はございませんでしょうか。

〇 樋口龍馬委員

他市町の事例をご用意していただいて、拝見をしておったんですが、国の基準と同じに しているところはほぼない状況ですよね。この中で、国の基準を下回る設定をしたときに、 何らか根拠を持って国の基準を下回った設定をしたところがあったのかなかったのか、そ こについてお尋ねしていいですか。

〇 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

算定の根拠のところまでは、済みません、先ほどの条例化したことも含めまして、そこまでまだちょっと聞き切れておりません。申しわけございません。

〇 樋口龍馬委員

私は、できるだけ今回の話の中では、自分自身が根拠を持っていない以上は市長提案をというふうに思っている側なんですけれども、前回の協議会を受けて、算定根拠を確認していないというのは非常にぐあいが悪いと思うんですよ。その議論は、豊田政典委員からも、自分の中で根拠がないけれどもということで、掛け率を一定で掛けたり、所得割合で出してみたりということをされてくる中で、私たちとしても、土井さん――きょう、お休みされていますけれども――が根拠がない中での議論というのはなかなか難しいとかという議員間の討論も皆さん聞いてみえる中で、他市町の状況も知りたいんですって、僕、パッケージだと思うんですよ、それは。こうやって決めていったときに、どうやって決められたんですかと一言聞いていただくということは、僕は必要だったのではないのかなと思うんですけど、そのあたり、どうやって考えてみえるのか。

前回の協議会を受けて、とりあえず、自分らはこのまま押しでよしやと思ってみえるのか、議員にプレゼンテーションをする場所が今回機会として与えられていると思うんです、この2回の協議を通じて。そのプレゼンの場を、前回同様の状況で書類だけそろえてきましたよと、これでは通っていくものも通っていかんと思うんですけど、考え方がちょっと僕、ようわからんのですわ、原課の。もう議員さん、いじってもらってええよという話なのか、その後、自分たちの算出したものについて根拠を探してくるという作業をされたんですかね。

〇 山口智也委員長

他市町の料金設定の根拠について、答えられる範囲だけでもございませんでしょうか。

○ 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

今、他市町のそれぞれの設定をこの階層にどうやってしてきたのか、この階層について の金額の設定の考え方がどうなのかというところまでは確認をしていなかったということ は、本当に大変申しわけなかったと思います。

この中で、越谷市については、国の基準をそのまま、市民税所得割課税額21万1200円までは設定のまま、それを超える部分について若干の軽減がされておるというのは、これは見ていただいたとおりで、豊橋市については、これが国の階層と全く違う階層区分になってきております。これについては、保育所の保育料と同じ階層を意識されて、こちらの設定にされておられます。あと、高槻市、豊中市、呉市につきましては、階層がどういうふうな形になっておるのか、国階層と同じ5階層の中で軽減をされておるところと、高槻市については、四日市と同じように、もう少し細かい滑らかな階層区分での設定をされておられるというところまではこの表の中での確認はとれておるんですけれども、実際に、その金額がどれを根拠に幾らに設定したというところまではちょっと確認をとれておりませんので、それについてはまた調べさせていただいて、ご報告をさせていただきたいと思います。

〇 樋口龍馬委員

ちくちく言いたいわけではないんですけれども、ご自身たちの示されているものを通していこうと思ったら、その根拠は何なんだという議論が前回行われる中で、その根拠について探してきていただけなかったというのは、若干残念なところがあるのかなというふうに感じるところなんですが、並べてみると、岡崎の市民税所得割課税額4万8599円以下から7万7100円以下のところが六千何がしの金額になっていて、それに対して、四日市は6万2850円以下については安い金額が設定されており、それ以上については8200円とやや高めの金額が設定される中で、ある程度平準化はされていて、同格市町と比べた場合に、四日市はその基準よりもよりよい設定はされているという自信は持たれたという意味合いの資料にしか見えないもんで、それでは少し、豊田政典委員の言われるところには達していないのかなというところを勝手に心配しておるところでございますが、階層をさらにふやしていくということが可能か不可能かという点で先ほど若干議論がありました。これはもうできるということでいいんですかね。この先、考えていきたいということなのか、当面はこれでいくけれども、今後、階層をふやしながら対応していくという話なのか。

〇 市川こども未来部長

今回の所管事務調査、議員発議を踏まえて所管事務調査が行われているということで理

解をしておりますので、議員のほうから料金表についても条例化せよということで、現在、議案が出されている。それに対して、じゃ、理事者が、この料金表を今から変えますよという提案をさせていただくというのがどういう形になるのかなというのをちょっとこちらも悩むところなんですけれども、もしこちらのほうの議論の中で、この階層間をもう少し考慮すべきではないかというご意見があるのであれば、うちとしては階層についてふやしていくという判断をすることは可能でございます。

〇 樋口龍馬委員

議案について云々かんぬんということが言えないというのは、冒頭の委員長説明にあったとおりだと私も理解をしている中で、どこまでいっても幼稚園の保育料というところにターゲットを絞って考えた場合に、他市町の中で階層がより多い部分が見受けられるのであれば、四日市がさらにそれに補足をする格好で、今後、階層をふやしていける可能性があるのかないのかについて確認をしたまででございまして、今すぐに提案をしてほしいということではなくて、求めがあって、それを納得できるだけの理屈がそろえば、階層についてはふやしていくということについてはやぶさかではないというご答弁でよろしいですね。

一旦終わります。

〇 山口智也委員長

他にご質疑がございましたら。

〇 豊田政典委員

示していただいた資料について、今、樋口龍馬委員が指摘されたとおりだと思います、 私もね。せっかく調べてもらって示してもらっているのに、算定根拠がわからないのでは、 なかなか議論や調査の材料になりませんから、ぜひ近々調べていただいて、また本番まで に示していただければと思います。

あと、質問ですけれども、きょう示されたのが6市ですよね。調べてもらったのは中核 市という説明でしたが、全中核市なのかどうかね。なぜこの6市なのか。それから、条例 化しているのが2市だけだよというのも、全部見てからの2市なのかどうか。そこだけ確 認させてください。

〇 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

田宮でございます。

当初は約10市ぐらい中核市の中で選定をさせていただいたんですが、各市町村で確認させていただいたら、公立幼稚園施設がありませんよとか、そういうところがありまして、条例はあるんですけど、そういうところを外して、それで、最後残った6市で――済みません、訂正する前にあれでしたけれども――そうしたら、条例が3市で規則が3市というふうなバランスであったんですけど、ちょっと確認させていただいたら、条例の部分が規則やったということで、2市、4市というふうな形のバランスになっている状況でございます。大体、調べさせていただくと、条例化されているところと規則化されているところが半分半分かなという状況の中で、こういう形で上げさせていただいている状況でございます。

〇 豊田政典委員

中核市と言われましたか、同格市と言われましたか。

〇 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

中核市で人口規模が近いところで算出させていただいております。

〇 豊田政典委員

そうすると、確認ですけど、中核市の中でも、特に30万人に近い、四日市市に近い都市を10市選定して、条例か、規則か、何で定められているかというのを調査してもらって、 改めて問い合わせをした上で、参考資料として出せるのは6市しかないと、それで、それが2市、4市になっているということですね。

〇 山口智也委員長

それでは、他にご質疑。

〇 樋口龍馬委員

よろしくお願いします。

今回の国の改正を受けて、皆さん、変えられている値ということでよろしいですかね、 この比較、金額というのは。それだけ確認させてください。

〇 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

そうです。まず、条例の名前自体が新制度の名前になっておりますので、平成27年4月 1日までに、平成27年3月31日に施行されていることがほとんどの状況になっております。

〇 樋口龍馬委員

これもちょっと確認というか、教えてほしいんですけれども、つまり、この調査の結果 というのは、インターネットとかで調べていただいた別表だとか条例の中から抽出できる もののみを抽出していただいたのであり、聞き取りを行ったものではないということです ね。

〇 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

一応、まずはインターネット等で抽出をさせていただいて、先ほどのように、公立園がないとか、そういうところもありますので、そういうものを比べさせていただいて、実際に、公立の園の保育料が適用されておるかどうかも、もう一度電話で確認させていただいて……。

〇 樋口龍馬委員

済みません、ありがとうございます。

〇 山口智也委員長

他にご質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

〇 山口智也委員長

それでは、続きまして、引き続き、次は適用時期ですね。

〇 樋口博己委員

今のは資料についての質疑ではなかったんですか。

〇 山口智也委員長

いや、まあ、それも含めてなんです。ちょっと誤解のあったところは申しわけなかった んですけれども、次は適用時期について進めていきたいなと思っております。

〇 樋口博己委員

じゃ、保育料の件で済みません。

〇 山口智也委員長

どうぞ。

〇 樋口博己委員

先回、豊田政典委員がいろいろ四つ案を出していただいて、私も先回の理事者の保育料の決め方とか、算定基準というか、逆転現象を解消したとか、いろいろ説明いただいて、まあまあよくできているなという感想は持った中で、ちらっとこの間でどうかという話はさせてもらったんですけれども、それでちょっと、以前、昨年の11月に議員説明会ですかね、出された資料がありましたので、それをちょっと再度皆さんで確認したいんですが。

〇 山口智也委員長

資料をお持ちですか。

〇 樋口博己委員

事務局にお願いしているんですが。

〇 山口智也委員長

じゃ、配ってください。

じゃ、続けて、樋口博己委員。

〇 樋口博己委員

ちょっと理事者に確認ですけど、これは以前出された資料でいいんですよね。議員説明 会でしたか、何のあれでしたか、ちょっとそれだけ確認したいんですが。

〇 市川こども未来部長

11月に、応能負担に切りかえをしたいということで、議員説明会を行いました。そのときに追加資料として、中森議員だったと思うんですけれども、要求がありまして、改めてお出しさせていただいた資料でございます。

各階層ごとに、大体どれぐらいの人数の人がそこの階層に属しているのかというようなご質問で、平成27年度5月1日現在の数字でございますけれども、うちのほうで統計、数字を出させてもらいまして、改めて提示させていただいた資料でございます。

〇 樋口博己委員

ということで、下の新料金のところの第1子の人数を、第2子、第3子もそうですけれ ども、特に第1子の人数を見ていただくと、市町村民税所得割が14万4150円以下と21万 2100円以下というところが一番多いところになっています。以前は6900円だったというこ となんですけれども、そこから新たに新料金制度に移行する中で、市民意見から、もう少 し激変緩和というか、そういう配慮が必要なのではないかというような意見だったと私は 捉えておるんですけれども、この人数を見ると、やはり14万4150円以下と21万2100円以下 のところが非常に多いので、7万7100円以下から14万4150円以下に上がるところにもう一 段階すると、単純に半分とはいかんかもわからんのですけれども、それぞれ200人が100人 ぐらいの階段になっていくと。次の階段は90人ぐらいの階段になるのではないのかなとい うふうに、これは統計をとらんとわからんのですけれども、この表からそんなイメージが できるんですけれども、ちょっとこの8段階から、今、説明させていただいたところにも う2段階入れると、8200円と1万1600円、この金額がどうかわかりませんけど、この真ん 中、九千幾らとかが一つですね。1万1600円と1万4000円の間の1万二千幾らですかね。 というぐらいの10段階でどうかなという一つの提案だけきょうさせていただきたいなと思 っています。根拠としては、人数が一番多いところが緩和できたらどうかという提案です。 以上です。

〇 山口智也委員長

今、樋口委員のほうから一つまたご提案もございました。人数、ボリュームゾーンの大きいところを少し焦点を当てられた一つの案だと受けとめておりますが、これにつきまして、もしご意見、議員間討議等ございましたら、この場でお願いできればと思いますが。 特にございませんでしょうか。

〇 樋口龍馬委員

これは、議員間ではなくて、行政部局に確認なんですけど、例えば、もう2階層ふやそうという提案をしていこうと提案したいなと考えたときに、所得の割で幾らぐらいの金額のところに何人いてるというのは、依頼をかければ調べられるんですか。

〇 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

先ほど言った中間層にもし割ったときに何人ぐらいおるかと、そういうことでしょうか。

〇 樋口龍馬委員

はい、そういうことです。

〇 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

それは多分できると思います。

〇 樋口龍馬委員

じゃ、例えば、212人いるうちのおおむね100人ぐらいの層というのはどのあたりなんだというようなばくっとした聞き方も可能であるということでよろしいですか。

ちょっと聞き方が悪かったですかね。市民税所得割課税額14万4150円以下の層で212名がいます。この半々で割ったときの金額というのはどのあたりなのかというのは、聞いたらわかるということですかね。

〇 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

人数的に、つまり、100人・100人になるレベルの金額がどこかという。

〇 樋口龍馬委員

はい。

〇 田宮保育幼稚園課課長補佐兼施設運営係長

今、ちょっとイメージはしているんですけど、できるかなとは思いますが。

〇 樋口龍馬委員

ありがとうございます。 終わります。

〇 山口智也委員長

他にご質疑ございますでしょうか。

(なし)

〇 山口智也委員長

それでは、この件は一旦ここで終わらせていただきます。

続いて、適用時期について、引き続き議論を進めてまいります。

この件につきましては、周知の問題が一つの焦点だと思いますが、これまで、2月定例 月議会もそうですし、6月定例月議会の協議会でも理事者から、公立幼稚園につきまして は平成29年度の新入園児から適用をしていきたいという旨の説明がこれまでもございまし た。一方で、発議第5号につきましては、4歳児、5歳児、一斉に平成30年度から適用す べきではないかというご提案がされているところでございます。これにつきまして、この 時間を使って少し議員間討議、また、理事者への確認質疑をしていければと思っておりま す。

この点につきまして、資料は皆さん、きょうはちょっとタブレットには配信はしておりませんけれども、これまでも資料で、何年度から、何歳児からという資料はごらんになっているところと思います。

この点につきまして、ご質疑がございましたら、ご発言願います。

〇 豊田祥司委員

現行の6900円に昔、何十年か前に上がったときに、どういうやり方をしたのかなというのが、本市では、一遍に変えたのか、それとも、今回言われている説明のように、段階的にこの学年からはやってきたのかとか、その辺のことというのはいかがでしょうかね。

(発言するものあり)

〇 山口智也委員長

今、答えられますかね。もし必要があったら調べていただいて。

〇 市川こども未来部長

済みません、ちょっと20年前の資料なので、教育委員会のほうに残っているかどうかなんですけれども、教育要覧に何年に幾らになってきたというのがあるんですけれども、そこから推測させていただきますと、その前の6400円から平成7年の時点で6900円に一斉に変えていると思われます。

〇 豊田祥司委員

ありがとうございます。

〇 山口智也委員長

よろしいですか。

他にご質疑ございますでしょうか。

〇 樋口龍馬委員

これは、表現が正しくなかったら訂正していただきたいんですけど、いわゆる増収になるわけですよね。増益増収になるわけですよね。増収増益になったときに、その益というのは、目的が縛られるものなのか、ただ単に歳入の中に繰り込まれてしまうのかというのはどうなっているんですかね。

〇 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

幼稚園保育料につきましては、公立幼稚園の保育料として歳入をいただいている分につきましては、その歳入部分については全て公立幼稚園の運営の経費という形で充てさせていただきます。

〇 樋口龍馬委員

これは、繰り入れが減るのか、運営費がふえるのかというのは、どっちなんですかね。

〇 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

一般財源からの部分が減ってくると。

〇 樋口龍馬委員

じゃ、ランニングコストは変えずに、税の負担割合が減るということですか。

〇 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

これから同じことを全くやるということであれば、今、樋口委員がおっしゃられたとおりで、ランニングコストは変わりません。ただ、その内訳として、一般財源部分が減ってきて、保育料がその分、多くなると、割合が変わってくるという形になります。

〇 樋口龍馬委員

金額が上がれば、サービスを求めるのは受益者の気持ちだと思うんですけれども、今まで税負担割合云々という話は全く別のところに置いたとしても、高くなったんだから、よりよいサービスを求めていくという流れはあるのかなと思うんですが、そういう施策を今準備しようという段階にはないわけですか。

〇 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

今までの流れの中で、説明会なんかにも行かせていただきますと、やはりそういったお話が出てまいります。実際に、今の夏の期間の自由登園日であったり、また、これから利用される方のあそび会、あそぼう会といった形の回数をふやしていくとか、そういった形はお話としてさせていただいておるところはございます。

〇 樋口龍馬委員

何でこんな質問の聞き方をしているかというと、サービスが向上するような見通しがあって、それが一定、保護者の理解を得られているようなサービスの向上であって、迅速に価格を上げたほうがいいものなのか、今のところ、何も準備をしていないから、変えなくても、要は、一般財源の部分だけでの調整の話になってくるのかというところを伺いたいんですが、開始時期によって運営に支障が出るのか出ないのかです。

〇 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

開始時期が早くなる、遅くなるということで、その運営に支障が出るかどうかというと ころはございません。

〇 樋口龍馬委員

では、早くなることによって、サービスが向上するかしないかというところについてはどうなんですか。保育サービスが向上するのかしないのか。

〇 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

幼稚園に特化した状況でございますと、これでサービスが特に際立って向上するという 形はないかとは思います。ただ、全体の中で子供の子育ての支援という形でいろんなとこ ろでのまた拡充なんかはありますので、その中で幼稚園についてもあわせて、やはりサー ビスの拡充というのはしていかなければいけないと考えてはおります。

〇 樋口龍馬委員

私立幼稚園にしてみれば、民業圧迫というところはあるのかもしれないですけど、もし預ける側として見たら、預ける金額が上がれば、サービスは向上してほしいと思うのが人情だと思いますので、そのあたりは勘案しながら時期を設定していってもらわないと、上がったはいいけど何も変わらないというのでは不満しか出ないと思うんですよね。もちろん一部下がる方はありがたいなと思われるんでしょうけど、その辺はちょっと僕も考えがまだ整理できていないので、ここでとめます。

〇 山口智也委員長

サービス向上との関連性というところも、保護者からも多く意見が出ていたと思います ので、またしっかり検討していってください。

〇 豊田政典委員

今のやりとりは、私なりに勝手に解釈させてもらうと、料金を上げるのであれば、何らかのサービス向上があってしかるべきじゃないかと、その上で、準備できていないのであれば、計画がないのであれば、例えば、1年延ばすことによって、その間にサービス向上面を検討して、そういう準備期間を持つのも一つの考え方ではないかという提案に僕は聞こえたんですけど――提案とまで言っていないかな、質疑かわからんですけど――提案であれば、私もそういった考え方もなるほどなという思いがしました。

〇 樋口龍馬委員

違うことはないんですけれども、それを延ばせという話でも、また言及できるものではなくて、そういう視点を持っているのか持っていないかを確認したかったんですね。持っていないのであれば、ぜひ持っていただきたいなという思いからの発言でございます。

〇 山口智也委員長

というご意見でございました。

他にご質疑ございましたら、お願いいたします。

〇 樋口博己委員

今、お二人の議論をお聞きしながら、持っている持っていないは別として、この前、先回確認したら、新制度になると、この8段階で1億円ちょっとプラスの保育料がプラスになるということなので、これは単年度だと思いますので、それで何か保育サービスが、この1億円を財源として拡充しますという頭出しができるのであれば、これは早いタイミングでしっかりと説明して、保育料は高くなりますけど、こういうサービスができますよという住民への説明をしっかりすれば、理事者が想定している早いタイミングでいいのかなというふうに私は考えています。

以上です。

〇 森川 慎委員

今、お話の中で、サービス向上みたいな考え方はあるんですかね、この料金を変えることによって、そもそもとして。

〇 山口智也委員長

そもそもということやね。

〇 森川 慎委員

はい。

〇 山口智也委員長

そもそもサービス向上の考え方はあるかというご質疑ですが。

〇 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

直接、ハード面、ソフト面、いろいろそれは運営の中で出てまいるかと思います。ソフト面でのやはりニーズに合わせたできるもの、できないものの中でサービスを拡充していく。また、施設面においても、どうしても古い施設になっておりますので、そういった中で、空調施設であったり、いろんな部分でそこへ改善を図っていくとか、いろんなまた考え方ができると思いますので、そういった面も含めて、ソフト面、ハード面でのサービスの向上というのは必要であると考えております。

〇 森川 慎委員

ありがとうございます。

働いてもらっている職員さんの待遇なんかにそういったことが回されるというようなこと、時給が上がるとか、そんな考えというのはないですか。今、ハード面とか、通ってもらう園児さん、親御さんに対してのサービスの向上ということでしたけど、今、国なんかでも、保育士さんの給料がすごく他業種に比べて平均賃金が低いんだよという、そんな議論が大きくなっていますけれども、そういったことに回して保育士の数を確保していくみたいな、そんな考え方もあるのかなというふうには思うんですが、そんなところまではお

考え、ないですかね。

〇 山口智也委員長

この点につきましては。

〇 市川こども未来部長

基本的に、公立幼稚園の正規職員といいますのは、教育職ということで俸給表もしっかりしておりますし、全国的に言われております保育士の待遇が低いということについては、やっぱり民間園でなかなか賃金が継続して雇用されていても上がっていかないというところが問題なのかなと思っております。

うちのほうでとりわけ人件費で課題になってきますのは、臨時職員として雇用されている非正規の方の時間単価なのかなと思います。これにつきましては、幼稚園だけでなく保育園もそうなんですけれども、人事当局のほうとも協議をさせていただき、改善をできるだけ図っていきたいなというふうには思っております。

〇 森川 慎委員

改善というのは、どんなんをすると改善となるみたいな、そんなんはありますか、具体 的に。

〇 市川こども未来部長

臨時職員さんについては、時間単価を上げるということになってくるのかなと思いますが、さまざまな働き方をされている方がみえまして、例えば、扶養の範囲内でということになりますと、103万円の範囲内で働くということをお決めになっていらっしゃる方、これは、時間単価を上げますと、働いていただく時間が減るということになりまして、さらにまた、違う臨時職員さんを探さなければいけないということにもなります。そのあたりの兼ね合いが難しいところなんですけれども、できるだけ働いていただける方の利益の向上になるようにしっかり考えていきたいと思っております。

〇 樋口博己委員

待遇、時期から待遇改善というか……。

〇 山口智也委員長

ちょっとサービス向上のところにいきましたね。

〇 樋口博己委員

サービス向上の話になっているんですけど、その中でちょっと一つだけ提案というか、意見を表明したいんですけれども、単年度1億円何がしの予算が出てきて、当然、非正規の職員も待遇改善となると思うんですけど、これは、市内全体を見ていくと、保育園に入園している家庭は働かざるを得ない、いろんな状況の中で働いていると思うんですけれども、それによって保育園に入所している。保育園に入所するのに、ちょっと数字は忘れましたが、以前、1カ月大体これぐらいのコストがかかっていますよという話があって、明らかに幼稚園に通っている家庭としては、0、1、2、3歳までは家庭で保育していると。4、5歳で幼稚園にお世話になるということを考えると、家庭のいろんな状況はあると思うんですけど、これはやっぱり幼稚園の保育料が上がった1億円というのは、幼稚園に通う予定と言ったらあれですけど、幼稚園に通う可能性が高い0、1、2歳の保育園、幼稚園に通っていない子供たちのそういう支援に回すべきなのかなと思っているんです。これは意見です。

〇 山口智也委員長

伊藤次長、これについて何かあれば。

○ 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

樋口委員のほうからご意見をいただきました。それで、1億円というところが出ていますので、そこだけちょっとご訂正させていただきたいんですけれども、今、お配りいただいた資料のほうで、今現在6000万円の歳入が1億円になるということで、4000万円の増という形で、そこだけちょっとご訂正させていただきます。済みません。

〇 山口智也委員長

プラス4000万円ということですね。

適用時期につきましては、周知の関係もあるんですけれども、この点については、改め

てはもうよろしいですか、皆さん。

(なし)

〇 山口智也委員長

ほかにご質疑ないということで。

じゃ、少し早いですけれども、一旦ここで10分程度休憩をとらせていただいて、11時二、 三分からまた始めさせていただいて……。

(発言する者あり)

〇 山口智也委員長

じゃ、11時ジャストから始めたいと思います。

(発言する者あり)

〇 山口智也委員長

ということもあるので、11時5分からということで。皆さんのご意見を踏まえて5分からということで始めさせていただきたいと思いますので。じゃ、エネルギーをためて、また次へお願いします。

10:51休憩

11:03再開

〇 山口智也委員長

それでは、今からは三つ目の保育料の各階層の料金を条例のほうに含めるかどうか、この辺の考え方をまた皆さんでご議論していただきたいと思います。

これについては、冒頭、樋口博己委員からも少しありましたけれども、他市の事例、今 回、資料請求で、他市のほうも条例で含めているところ、また、規則で定めているところ、 ございます。この根拠については、また8月定例月議会の審査までに、積算根拠も含めて、なぜ条例にしたのかとか、このあたりの理由も理事者のほうでそろえていただくということになっておりますけれども、皆さん、この条例化の是非について、ここで少しご議論いただきたいと思いますが、ご質疑がある方はここで挙手にてお願いをいたします。

〇 樋口博己委員

本流とは少し違うかもわかりませんけど、もしわかれば教えてほしいんですけれども、 森委員が冒頭で資料のことで、料金は規則のほうに盛り込んである中で、補則であらかじ め市議会の関係常任委員会の委員長の意見を聞くというふうになっておるんですけれども、 これは、こういう保育料とかを決めるときの規則には、大体こういうのは文言として盛り 込んであるものなんでしょうかね。特別これだけ盛り込んであるものなのか、もしわかれ ば教えていただけますか。

〇 山口智也委員長

ちょっと今調べていますので、わかりましたら、また後ほど続けさせていただきますので、他にご質疑ありましたら、お願いいたします。

〇 豊田政典委員

記憶が曖昧で申しわけないんですけど、条例化した場合、ほかにも四日市市の行政内でたくさんあって、莫大な数になるんじゃないかという、樋口博己委員だったと思うんですけど、やりとりがあったと思うんです。それについて、前回、資料請求ってありませんでしたっけ。

〇 豊田祥司委員

こども園の部分だけ出してほしいということで、全体の部分は今回の場では出せないん じゃないのかと。そうしたら、8月定例月議会までにはみんなに配れるようにしてほしい という感じの話はあったと思います。なので、こども未来部……。

〇 三木 降副委員長

こども未来部所管部分のという理解やったんやな。

〇 豊田祥司委員

そうです。

〇 山口智也委員長

所管部分ということで。

〇 豊田祥司委員

というのはあったかなと思います。

〇 山口智也委員長

なかなか膨大というか、こども未来部だけではなかなか対応が難しいという現実がありまして、ちょっとそこは用意できておりません。申しわけございません。

〇 豊田祥司委員

あのときは、もう準備できています、出すだけですというふうに言われたから、それは 出してほしいという話をしていたと思うんですけど。

〇 三木 隆副委員長

豊田委員の質問の意味が、それは目的がよその部署、私らが考えたのは、この条例化によって何に影響するかという部分を考えた場合、ほかの条例に対してどこまで必要なのかなという部分があったので、今回、この所管部分のという判断をしたわけなんですわ。そこの部分、よそのところの、ほかの所管の部署からの条例も全てという目的がもう少しわかるように説明してほしいんですよね。

〇 豊田祥司委員

前回の話では、皆さんから、ほかの部署に関しても影響してくる部分があるんじゃないのかと。それに関しては、ここは教育民生常任委員会の場なので、次の、今回の8月5日までに準備することはできないやろうと。ただ、こども未来部の部分に関しては用意したものがありますので、出すことができますと言われたので、そうしたら、いただけますか

ということで言わせてもらったと……。

〇 山口智也委員長

それで、一つこれを出させていただいているわけなんですけれども、保育園保育料のほうですね。

〇 豊田祥司委員

ということは、認定こども園と保育園と幼稚園に絡んでくるという、それだけというと ころで理解してよろしいんですかね。

〇 山口智也委員長

はい、そうです。ということでこの資料をつけさせていただいております。

〇 豊田政典委員

そうすると、こども未来部所管の施設で、使用料とかいろいろあると思うんです。料金 徴収したり。それが規則で別表みたいなものが、具体的に金額が定められているものは三 つ以外にはないと。

〇 山口智也委員長

この点、理事者、ちょっと教えていただけますか。こども未来部の中で、ほかの料金徴収とか、そのあたり、規則で定めているのがほかに……。

〇 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

一時保育の保育料なんかですと、私立は別で定めていただいています。公立での実施園 については、要綱の中で利用料を定めさせていただいておるというのもございます。

〇 豊田政典委員

もう少し聞かせてほしいんですけど、どこまでの範囲かというのも聞きながら、曖昧な ところもあるんですが、こども未来部所管だけでいいんですけど、さまざまに料金徴収す る施設があるのかなと思っていて、莫大な数、こども未来部だけでもあれば、それは一考 の余地があるのかなと思って聞いていたんです、やりとりとか資料請求をね。ところが、こども未来部所管に限っては幼稚園、保育園のみで、ほかには……。もしもこれだけ条例化しちゃうと、ほかとの整合性が合わないので、ほかもせなあかんこと、条例化せなあかんことになるんじゃないかというような議論だったと思うんですけど、少なくとも、こども未来部所管でその影響はないよと、そんな理解でええんですか。

〇 市川こども未来部長

本日の資料で示させていただきました保育園、それから認定こども園、両方とも料金体 系については規則、細則の扱いで、条例自体に別表をつけている扱いではありませんので、 そこの不整合が生じるということはございます。

(発言するものあり)

〇 市川こども未来部長

それ以外について、普通、条例で、あるいは規則でというのは、上位法があって、そこで条例でこれこれを定めなさい、そこに料金表も入れろということが義務づけられているものについては、多分、条例で入れているという判断でいっていると思いますけれども、四日市の場合は、料金表自体が条例で定めろということになっていない場合は規則委任をしているケースが多い、その流れで多分これまでも保育所保育料、それから幼稚園の保育料自体が規則になっているという流れになっているというふうに考えています。

〇 山口智也委員長

法律的には、今の形というのは、それに準じて設定しているということなんですか。

〇 市川こども未来部長

今回、法律なんですけれども、条例でどこまで定めよというようなことが書かれている わけではありませんので、各市によって、これはやり方が異なっているというふうに思い ます。四日市市の場合は、これまでが条例でとりあえず上限を決めて、それからあとは規 則委任をしますよ、保育料についても、徴収をすることができて、詳細は規則で定めます よというやり方でございましたので、それを踏襲している、それだけの話でございます。

〇 三木 隆副委員長

この条例ですけど、個々に分けた条例と、例えば、子ども・子育てというくくりで条例 という部分は可能といえば可能なんですかね。

〇 市川こども未来部長

他市は、子ども・子育て支援新制度を施行するに当たりまして、多分、整理をされて、 一本化した条例をつくり、一本化した規則をつくっているという形のところ、あるいは、 一本化した条例で全てをやっているところということで分かれているのかなと思います。 本市については、ちょっとそのあたりの整理がきちんとついていない状況もあるかなとい うふうな認識はございます。

〇 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

資料のほうで示させていただいた市町でございます。規則等で決めておるところにつきまして、四日市市のように、常任委員会の委員長の意見を聞くといった表記のところは全くありませんでした。四日市だけ……。

〇 山口智也委員長

さっきの樋口博己委員のご回答ですね。

〇 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

そうですね。でございます。

〇 樋口博己委員

四日市でほかにそういうふうに一般的に書いてあるのかという意味です。

〇 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

2月定例月議会のほうで、幼稚園の今ちょっとご審議をいただいているところの細則などについては、保育所の、今回の参考資料と同様に表記をさせていただいておるのが一つございます。

〇 豊田政典委員

だから、質問の意図、趣旨は、2月定例月議会で幼稚園については追記したけれども、変えたけれども、それは珍しいことなのか、一般的に書いてあるのか、ここだけ忘れておったのか、忘れておったというか、ついていなかったのか、いや、四日市では一般的に所管委員長の、今の文言のようなことが書いてあるのかどうかだと思うんですよ。

〇 伊藤こども未来部次長兼保育幼稚園課長

こども未来部の所管のものしかちょっとわからないので申しわけございません。保育所保育料は前からこういった形で表記をしておりました。あわせて幼稚園の保育料についても合わせさせていただいた。もちろん勝手に決めていくという形ではなく、ご説明をさせていただく上で決めていくというスタンスの中で決めております。それ以外のものは、ちょっとこういったところまで規定をしているというのは、こども未来部の中でもないのかなとは思われます。

〇 山口智也委員長

よろしいですか。

他にご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

〇 山口智也委員長

それでは、この件につきましてはこの程度とさせていただきます。また8月定例月議会、 よろしくお願い申し上げます。

それでは、続きまして、次の項目に移らせていただきますので、ここで理事者の退室を お願いいたします。

〇 市川こども未来部長

本日はどうもありがとうございました。

〇 山口智也委員長

ありがとうございました。

それでは、次の項目です。議会報告会、シティ・ミーティングでの市民からの意見等の 整理について、ここで少し進めさせていただきます。

これも皆さんのタブレットに送信をさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

資料、見ていただいておりますでしょうか。

資料を見ていただきたいと思いますけれども、これは、議会運営にフィードバックする必要がございます。この意見は、一つは議会として協議すべき意見、そして、二つ目には各常任委員会として協議すべき意見に分類する必要があります。また、いずれにも当てはまらない意見については、その他の意見として整理をしております。

議会運営委員会に上げていく意見としましては、一つ目の議会として協議すべき意見と 二つ目の各常任委員会として協議すべき意見と、この二つになります。

皆さん、今回の資料ですけれども、検討結果については、正副の案として示させていただいておりまして、現在、2番目の意見については、各常任委員会で協議すべき意見と整理をさせていただきまして、その他意見については、3、その他意見に分類をさせていただいております。

ということで、まず、2番目の意見ですね。これ、周知のことについて、もっときちんと入園前の子供たちについてもしっかり周知をすべきではないかというご意見だったと思うんですけれども、こういったことも8月定例月議会でまた審査の機会がございますので、そういった場面でも取り上げてというか、しっかり意見を反映させていきたいなと考えております。

それから、シティ・ミーティングのほうなんですけれども、グループ討議をさせていただいて、おおむね参加者の市民の方からはよかったというご意見が多かったように感じております。これにつきましては、所管部局に市民からの意見として伝えることとさせていただきたいと考えております。

こういった整理でいいかと思うんですけれども、皆さんからのご意見、もしありました ら、お願いしたいと思います。

〇 森 康哲委員

先ほどの2番目の意見のところなんですけれども、これ、議会運営委員会で諮った上で、委員長名で所管部局へやっぱりフィードバックしていただいて、議論ができるような形でまた8月定例月議会に出していただくようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〇 山口智也委員長

わかりました。そうさせていただきます。しっかり理事者のほうにも伝えさせていただきます。

ほかにご意見ございませんでしょうか。

〇 樋口博己委員

先ほど森委員の意見で、これは広報広聴課にという意味なんですかね。議会運営委員会 に諮って他部局に伝えるというのは、どこへ伝えるんですかね。

〇 山口智也委員長

所管部局、こども未来部のほうにこの意見も伝えてということで考えております。

〇 樋口博己委員

これは各常任委員会で協議すべき意見という整理なんですよね。

〇 山口智也委員長

各部局、常任委員会でここで8月定例月議会でまた審査がございますので、そこでもこの意見もしっかり踏まえて議論をし、かつ森委員が言われたように、所管部局、こども未来部にもこの内容を伝えてということで考えております。伝えた上で議論をすると。

〇 樋口博己委員

今、議会運営委員会でと言われませんでしたっけ。

〇 森 康哲委員

議会運営委員会で伝えた上で……。

〇 樋口博己委員

そういうことね。議会運営委員会で、ほかの常任委員会にということでなくて、わかり ました。

〇 山口智也委員長

議会運営委員会にも伝えるということでございます。

それでは、他にご意見もございませんので、本日の委員会はこの辺で終了させていただきます。皆さん、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

11:22閉議